

8-6 No. 84-7

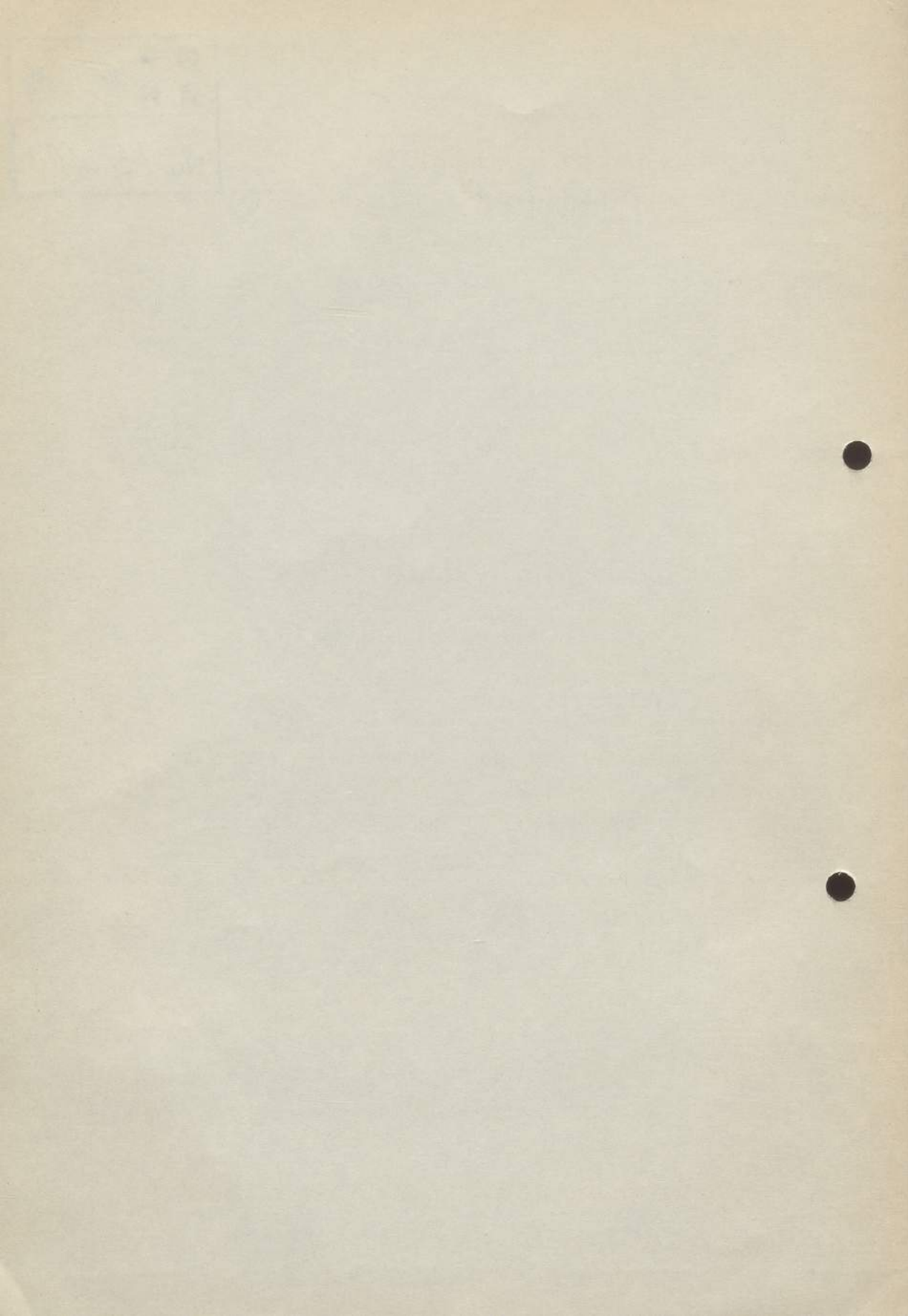
図 書 番 号
資 料
① No. 16 の 70

内職行政ニュース

労働省婦人少年局婦人課 50. 7.

目 次

1. 昭和50年度内職相談センターの運営について
2. 内職者と委託関係—資材と製品をめぐる諸問題について—
3. 最低工賃決定状況
4. 昭和49年「内職工賃調査」実施結果から
5. 妻の内職収入にかかる税金（昭和50年度）
6. 内職関係情報から



1 昭和50年度内職相談センターの運営について

今般、労働省婦人少年局長より昭和50年度の内職相談センターの運営方針が、関係都道府県知事あて通達されたので、を掲載いたします。



婦 発 第136号

昭和50年5月19日

知 事 殿

労働省婦人少年局長

昭和50年度内職相談センターの運営について

昨年に引続く総需要抑制策は、生産、雇用の面に大きな影響を及ぼしていますが、内職についての影響も著しく、内職需給は深刻な状態となっております。

このような情勢下にあつて、内職相談センターの運営については、地域の実情に応じ御努力を願っているところでありますが、昭和50年度においては、下記事項に御留意のうえ、運営が行われるようお願いします。

記

1. 求人開拓について

求人開拓については、特に、県内における求人開拓に努めるものとし、広域求人開拓については、各内職相談センターとの内職需給に関する情報交換を密にして実施するものとする。

また、関係行政機関及び業者団体等との連けいのもとに、郷土民芸品等

の地場の特産物の開発に努め、内職求人の造出を図るものとする。

2. 技術指導について

内職就業希望者及び内職就業者に対して内職技術を付与することは、内職就業条件向上のために重要であり、また内職就業の円滑化とも関連するので技術指導については、職種、講師の選定に留意し、巡回指導を含めて効果的に実施するものとする。

3. 内職工賃適正化について

内職工賃の適正化を図ることは、内職就業者の保護はむろんのこと委託者間の公正な競争にも役立つことになるので内職相談センターにおいては、求人、あつ旋及び委託者懇談会等の機会を通して工賃の適正化に努めるものとする。

4. 内職工賃不払いについて

内職工賃不払いの予防及び発生後の措置については、労働省婦人少年局長通達（昭和45年12月23日付け婦発第359号）「内職工賃不払いに関する措置について」により措置するものとする。

5. 内職に関する情報の提供について

内職就業希望者及び委託者等に対し、内職相談センター利用についての広報を行うとともに、内職に関する情報を提供するものとする。

6. 不良内職について

報道機関及び市町村の協力を得て、不良内職に対する主婦等の注意を喚起し、被害の未然防止に努めるものとする。

7. 内職に関する調査の実施について

内職行政の基礎資料を得るための各種調査を実施する。

なお、婦人少年局の計画による内職に関する調査は、6月に実施する予定である。

8. 内職グループの育成指導について

内職就業者の就業条件向上及び就業円滑化のために、内職グループの育成

を図るとともに、グループの健全な運営の指導に努めるものとする。

9. 家内労働法について

内職相談センターにおける求人、あっ旋に際しては、家内労働法に定める最低労働条件が遵守されるよう努めることが必要である。従って、委託者及び内職就業者に対して、家内労働手帳の交付、工賃の支払い、最低工賃の確保、安全衛生及び就業時間等について指導するものとする。

2 内職者と委託関係

—— 資材と製品をめぐる諸問題について ——

法務省民事局付

検事 宇佐見 隆男

1. 内職者と委託関係

- (1) 内職者即ち内職的家内労働者とは、主婦や老人など世帯主以外の家族が世帯の本業とは別に、家計補助などのため、家事の合間に家内労働に従事する者をいうのであろう。

そして家内労働者については家内労働法（昭和45年法律第60号）に定義がある（同法2Ⅱ）

- (2) 一方、同法によると委託には、

- ① 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託する場合（同法2Ⅰ①）、

② 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に 係る物品を買い受けることを約する場合（同法 2 I ②）の二種類がある。

そして、②の類型は、委託の語にかかわらず民法の売買契約に当たると考えてよい。

①の類型については、民法の契約の種類に当てはまりそうなものとして、一応、請負、雇傭などが考えられる。

請負と雇傭の区別は、雇傭が労務に服すること自体を目的とするのに対し、請負は、労務の成果たる仕事の完成を目的とし、その結果、一般的には雇傭では労務に服しさえすれば労働の成果の如何にかかわらず報酬がもらえるのに対し、請負では、仕事が完成した場合のみ報酬がもらえるのであって労務に服しても仕事の完成をみないときは報酬をもらえない。

したがって、自己の工場ないし自宅など自分が任意に選んだ場所で作業し、出来高で報酬を受ける賃加工ないし家内労働は、一般的には、請負といってよい。家内労働法も、工賃は「物品の製造又は加工等の対償として」委託者が家内労働者に対し支払うものと定義している（同法 2 V ①）。

そして、内職的家内労働については、売買型と請負型のうち、後者が一般であると考えられるから、内職者と委託関係を考察するについては請負契約の効力を考察していけば良いことになる。

2. 請負契約

予め注意すべきことは、契約に関する民法の規定はおおむね任意規定であり、当事者の合意（いわゆる特約）又は取引慣行（民法 92 条参照）があるならばそれが優先し、当事者の意思が不明な場合に補充的に適用されるに過ぎない（民 91）ということである。

(1) 請負契約とは

当事者の一方（「請負人」といわれる。）がある仕事を完成することを

約し、相手方（「注文者」といわれる。）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する双務、有償契約である。（民632）。家内労働法に即していえば、家内労働者が委託者から物品の製造、加工等の委託を受けることが仕事の完成の約束であり、これに対し、委託者がその対償として工賃の支払を約束することが報酬を与える約束である。

(2) 請負契約の成立

諸成契約であり、両当事者の合意のみによって成立する。ただ、口約束だけでは不明確であり、争いの余地を残すから、権利ないし法律関係の確認の機能として証書の役割は重要であり、近時立法においては、明文で書面の作成を義務づけている場合が多い（家内労働法3条、35条1号参照）。

口約束で済まされている場合に紛争が起きたときは、従来の慣行に従って解決される（民法92条参照）といわれている。

(3) 注文者（委託者）の義務

イ 材料支給などの義務

仕事の完成に必要な材料（資材）を請負人（家内労働者）が調達するか注文者（委託者）が供給するかは契約によって決まる。ただ、家内労働法では委託者が材料を供給することが前提となっている。

注文者が材料を供給する場合、請負人はそれについての使用量を明確にし、残余は返還する義務がある。材料が仕事に不適当なものであるときは、遅滞なく注文者に通知して変更を求めないと、それから生ずる仕事の瑕疵について一定の責任を免れない（後述）。

注文者が材料の支給義務の履行を怠るとき（供給の遅怠、数量の不足不良品の供給等）は、注文者は、これによって生じた請負人の損害を賠償する責めを負い、また、請負人は、契約を解除することが出来る。このことは、注文者が約定の機械、設備を貸与する場合にも当てはまる。

この場合、損害額はどのように算定すべきであろうか。注文者の材料支給の

遅延により、請負人はその間になしうべき仕事の反対給付として受けるはずの報酬（工賃）を得ずして自己の仕事製作能力を空費するわけであるから、一応の基準としては、報酬全額を通常の工期と遅滞の期間の比率により接分した額によるべきことにならうか。もちろんそれ以外にも損害があるときは、それも請求しうる。ただし、遅滞により請負人が節約した費用及び仕事製作能力を別の仕事に振り向けることにより得た利益は、損益相殺される（民536Ⅱ但書）。

ロ 報酬（工賃）支払義務

請負人の仕事を完成する義務と対価関係に立つ。支払の時期は後払が原則であり、引渡と同時にである。（民633）。すなわち、請負人は、仕事の完成については先給付義務を負っている。注文者が報酬を支払わぬときは、代金支払時期が引渡後に定めてある場合を別として（最も家内労働法は工賃の支払時期について規制を設けている。同法6Ⅱ）、同時履行の抗弁権ないし留置権に基づき当該完成品（製品）の引渡を拒み得る。

報酬の支払が遅延したときの遅延損害金は、委託者は商人であるから、年6分で計算すべきであろう。工賃請求権は2年の短期消滅時効にかかる（民173Ⅱ）。

ハ 請負契約における危険負担

危険負担は、双務契約において、一方の債務が債務者の責めに帰すべからざる事由によって履行不能となった場合に、これと対価関係に立つ他方の債務が消滅する^か存続するかという問題である。

請負契約においては、仕事完成前に仕事が不可抗力によって滅失又は毀損したとき、例えば請負人が一つの橋梁工事を請負って、一定の期日までにそれを完成しなければならない義務を負ったところ、工事の途中で出来かけた橋梁が突然の洪水で全部流失してしまったような場合、請負人は始めから仕事をやり直さなければならない。すなわち仕事の完成

引渡までの間に不可抗力によって生じた損害は、請負人が負担することになる。

また、例えば、加工、修繕などのために請負人に引き渡された物品が、自己の仕事場で工作中、不可抗力で滅失、毀損した場合に、請負人はそれまでの仕事につき反対債権たる報酬を受けられるか。この場合も請負人が危険を負担する。すなわち、報酬は受けられない。そして、判例によると原則として引渡により目的物の所有権は注文者に移転し、危険もまたこのとき注文者に移転するから、その後に滅失、毀損したときには報酬は受けられる。ただし、この理論によるときでも、目的物の所有権が引渡前に注文者に帰属する場合には、危険はそのときから注文者に移転する。のみならず、注文者が目的物の引渡を受けることを遅滞するときは、危険は、注文者に移転する（すなわち、請負人は報酬を受けられる。）。なお、引渡の際に、注文者が不完全な点を発見してもそれが軽微なものである場合には引渡を受けることを拒むことは出来ず、例え拒んでも請負人が引渡の提供をしたときから危険は注文者に移転する。

以上のとおり、請負契約の性質上、結果は請負人に酷なものとなる。特約によって公平を図るほかない。

ただ、家内労働の委託関係においては、家内労働者（請負人）は部品、附属品若しくは原材料となる物品を注文者たる委託者から提供されており、この物品の所有権は、物品の製造、加工等の過程を通じ委託者に留保されていると解される（民246の適用なし。一後述）。したがって、少なくとも物品の製造、加工等が完成後引渡前に、完成品たる物品（製品）が、家内労働者及びその家族等の履行補助者等の責めに帰すべき事由によらないで滅失、毀損したときは、なお報酬（工賃）請求権を失わないと解する余地があろう。これに対して仕事の完成前に加工材料が滅失、毀損したときは、それが家内労働者等の責めに帰すべき事由によらない場合でも、報酬（工賃）請求権は消滅すると解するほかない。ただし、仕

事の完成義務は履行不能としてもはや負わず、また、加工材料の返還義務ないしこれに代るべき損害賠償義務は免がれる。しかし、仕事を完成するための費用、労力その他の損失はカバーされない。

ニ 加工材料、完成品の滅失、毀損と請負人の責任

請負人が、故意、過失その他の請負人の責めに帰すべき事由によって完成品の引渡前にこれを滅失、毀損させてその引渡が不能となり、又は完成前の物品を滅失させて、製造、加工等が履行不能となったとき（完成品や原材料となる物品等が滅失したからといって、請負契約の性質上は必ずしも履行不能となるわけではないが、物品の提供を受けて製造、加工等を施す家内労働にあっては、物品の滅失、毀損は原則として履行不能となるものと解されよう。）は、仕事の完成、及び引渡義務の債務不履行となるから、それによる損害賠償責任（必ずしも物品等の価格だけに止まらない。）のほか、注文者の所有物を滅失、毀損したことについては、不法行為に基づく損害賠償責任（債務不履行責任でカバーされる部分もある。）を負う一方、報酬請求権は失う。

(4) 請負人の義務

イ 仕事の完成引渡の義務

第三者（下請負、履行補助者）の使用は原則として許される。ただし、請負人が履行補助者を使用したときはその故意過失について責任を負う。

期限までに仕事を完成する義務がある。

完成した仕事の所有権につき、判例は、材料を注文者が供給するか請負人が自分の材料を使用するかで区別し、注文者が材料の主要部分を供給したときは、所有権は原始的に当然注文者に帰属するとしている。（加工の規定の適用はない。）

ロ 請負人の担保責任

完成した仕事に瑕疵（完成された仕事が契約で定めた内容どおりでなく、使用価値若しくは交換価値を減少させる欠点があるか、又は当事者

が予め定めた性質を欠くなど不完全な点を有すること）がある場合の請負人の責任の問題である。請負人の瑕疵担保責任は無過失責任であるとされる。

<参考>

担保責任の内容

(a) 普通の瑕疵の場合→瑕疵修補義務（民634Ⅰ本文）

→瑕疵の修補に代わる又は修補と並ぶ損害賠償義務

（民634Ⅱ）

注文者は引渡を受ける際には、修補されるまで請負代金の支払いを拒むことが出来る。（民634Ⅱ^Ⅱ後段。同時履行の抗弁権）。ただし、引渡を受けることを拒むことが出来ない場合については前述した。

注文者が目的物の引渡を受けた後にも瑕疵担保責任は存続する。ただ、注文者が瑕疵の存在を知りながら何らの留保をせず引渡を受けた場合、又は目的物を点検し仕事が契約どおり完成されていることを明示又は黙示に諒承して直接占有を受けた場合には、原則として、放棄の意思表示されたとみて良い。

注文者の損害賠償請求権と請負人の報酬請求権とは同時履行の関係に立つ（民634Ⅱ後段）。最も家内労働法6条1項は、全額払の原則を定めている（強行現定）から、注文者たる委託者は、損害賠償請求権をもって報酬（工賃）請求権と一方的に相殺することは出来ない。また、請負人の瑕疵担保責任につき報酬減額も認められるが、上記の全額払の原則に鑑み、一方的に注文者が工賃を減額することは出来ないと解すべきである。

(b) 契約の目的を達し得ない重大な瑕疵の場合→契約の解除（民635本文）

(c) (a)、(b)の例外→民636本文

ただし、請負人がその材料又は指図の不適當なことを知ってこれを

告げなかったときは担保責任を免れない（同条ただし書）。

(d) 担保責任の存続期間→民637から639まで

(e) 担保責任軽減の特約→民640

3. いわゆるグループリーダーが介在した場合の委託者と家内労働者の法律関係

いわゆるグループリーダーは、加工材料の受理、保管、資材の分配、製品の回収、点検、工賃の受理分配などを行っていると言われる。

そこで、グループリーダーが加工材料の受理保管中にこれを滅失、毀損したり、家内労働者への支給が遅れたり、また、製品をグループリーダーに引渡後その手元でこれが滅失、毀損したり、工賃を持ち逃げしたような場合、家内労働者と委託者との間の法律関係がどうなるか問題となる。

この場合、グループリーダーが委託者側のものと考えられるか、又は家内労働者側のものかで結論が異なろう。そして、どちらの側のものと判断すべきかは実態に即して決せられるべきであり、いちがいに決し得ないが、リーダーの手当がどちらから支払われているかが判断のひとつの基準となるといえよう。

もし、グループリーダーが委託者側の代理人ないし受任者であるとすれば、特約がないかぎり、グループリーダーが加工材料の支給を遅怠した場合には委託者自身が遅怠したのと同視され、又、工賃が家内労働者に支払われない以上、グループリーダーに支払れたからといって工賃が支払われたことにけならず、家内労働者は、直接、委託者に対し工賃の支払を請求できるし、さらに、製品をグループリーダーに引渡せば、委託者へ引渡したことになるから、その後の滅失、毀損につき家内労働者は責任を負わず、工賃（報酬）の支払も受けられることになる。

3 最低工賃決定状況 下表については13.14.15頁にあり

最低工賃は下表のとおり決定されています（答申済みを含む）。最低工賃額については、各都道府県労働基準局賃金課に問い合わせ、あつ旋に際しては、最低工賃額を下回ることのないように注意してください。なお、最低工賃の適用をうける家内労働者は367,148人（家内労働者総数の22.2%）、委託者は28,593人（委託者総数の26.5%）となっています。

4 昭和49年「内職工賃調査」実施結果から 12頁から16頁に続く

昭和49年「内職工賃調査」の集計結果のうち、「内職工賃調査結果概要」に掲載されなかったものについて、参考までに供します。

調査対象

職 種 民生用電気機械器具製造業
通信機械器具・同関連機械器具製造業
電子機器用及び通信機器用部分品製造業

事業所数 464所

内職者数 1,338人

1. 内職工賃の決定方法

(1) 工賃の決定方法別事業所の構成

区 分	事業所
計	100.0 %
パートタイム労働者の賃金をもとに決定	32.3
フルタイム労働者の "	22.0
卸売価格をもとに決定	17.7
小売価格 "	3.4
そ の 他	24.6

(2) フルタイム、パートタイム労働者の賃金に対する工賃の割合(1時間当り)別事業所の構成

区 分	計	50%未満	50~60%未満	60~70%未満	70~80%未満	80%以上	その他
計	100.0%	3.6 %	8.3 %	20.2 %	29.0 %	30.2 %	8.7 %
フルタイム労働者の賃金をもとに決定	100.0	7.8	9.8	18.6	26.5	29.4	7.9
パートタイム労働者の賃金をもとに決定	100.0	0.7	7.3	21.3	30.7	30.7	9.3

都道府県別	件数	適用委託 者数	適用家内 労働者数	件 名					
1. 北海道	2	470	3,120人	彫刻物	男子洋服・婦人服仕立業				
2. 青森	4	375	2,947	津軽漆器	シームレスストッキング	男子洋服・婦人服仕立	和服仕立		
3. 岩手	2	48	1,080	電気機械器具 ^改	横編メリヤス				
4. 宮城									
5. 秋田	1	43	1,346	通信機器用部品					
6. 山形	2	361	6,044	横編メリヤス	紙加工品				
7. 福島	2	509	11,090	(横編メリヤス ^改)	おさ・そうこう通し				
8. 茨城	4	302	6,913	横編メリヤス	男子既製洋服	洋がさ	(婦人・子供服)		
9. 栃木	3	395	3,169	男子既製洋服	農産保存食料品・海 そう加工	横編メリヤス			
10. 群馬	3	403	8,720	横編メリヤス	伊勢崎織物	男子用ズボン			
11. 埼玉	3	829	7,660	縫製 ^改	たび	横編メリヤス			
12. 千葉	2	73	5,723	バックレスト	男子既製洋服				
13. 東京	5	3,178	19,740	青梅地区織物・縫製	ワイシャツ	男子既製洋服	かわぐつ	婦人既製服	
14. 神奈川	4	872	28,051	スカーフ	紙加工品	電気機械器具	(婦人・子供服)		
15. 新潟	6	989	25,027	金属製洋食器研磨	横編メリヤス	十日町絹織物	小千谷織物	塩沢絹織物	男子服・婦人服
16. 富山	3	254	11,073	フアスナー加工	横編メリヤス	電気機械器具			
17. 石川	4	293	2,163	山中漆器 ^改	打箔	男子既製洋服	横編メリヤス		
18. 福井	3	1,000	3,978	眼鏡	おさ・そうこう通し	スポーツ服・男子用ズ ボン・婦人子供服			
19. 山梨	3	740	3,873	ねん糸	横編メリヤス	貴金属製品			
20. 長野	5	1,193	24,657	水引、祝儀用紙製品	印刷・製本・印刷物 加工筆耕	メリヤス	電気機械器具	外衣・中衣	

都道府県別	件数	適用委託 者数	適用家内 労働者数	件			名		
21. 岐 阜	6	2,889	52,067人	給水せん	軽便カミソリ	洋がさ	男子既製洋服	洋食器	婦人服
22. 静 岡	3	743	3,381	広幅綿、スフ織物 ^改	別珍・コールテン織布	紙 袋	男子既製洋服	寝 具	
23. 愛 知	4	1,059	27,263	がん具花火	横編メリヤス	婦人子供服			
24. 三 重	1	90	1,060	車輛電気配線装置 ^改	とう製品・ビニール 製品・セロファン製品	花 諸			
25. 滋 賀	5	294	6,268	高島地区綿・スフ織 物・ねん糸					
26. 京 都	2	983	8,965	丹後地区絹・人絹・ 毛織物 ^改	既製服	絹・人絹織物 下着・作業服	絹・フス織物		
27. 大 阪	2	3,300	15,260	タオル ^改	男子既製洋服				
28. 兵 庫	4	1,469	4,489	くつ下 ^改	そろばん ^改				
29. 奈 良	3	1,044	2,935	くつ下 ^改	衛生バンド				
30. 和 歌 山	2	660	9,100	作業手袋	パジャマ・ネグリジェ				
31. 鳥 取	2	22	2,215	なし袋	男子既製洋服	和服裁縫 綿・スフ織物・ねん糸 製造・染色整理 和服仕立 電気機械器具	縫 製 男子作業服 毛筆・画筆	スポーツ服 紙加工品	
32. 島 根	4	131	2,933	(電気機械器具 ^改)	そろばん				
33. 岡 山	5	460	6,295	男子学校服	織込花むしろ				
34. 広 島	5	1,631	20,497	備後がすり ^改	既製洋服縫製				
35. 山 口	3	46	1,793	ねん糸 ^改	漁網・のり網				
36. 徳 島	2	111	500	鏡 台	たび				
37. 香 川	1	350	16,100	手 袋	作業服				
38. 愛 媛	1	51	900	水引金封					
39. 高 知	1	39	1,236	化粧紙等製造					
40. 福 岡	2	139	636	久留米がすり					

都道府県別	件数	適用委託 者数	適用家内 労働者数	件名	
41. 佐賀	2	43	600人	陶磁器	男子既製洋服
42. 長崎	2	71	1,297	陶磁器 (改)	横編メリヤス
43. 熊本	3	108	2,294	紙加工品・印刷	電気機械器具 縫製
44. 大分	1	12	706	電気機械器具	
45. 宮崎	2	17	1,768	横編メリヤス	手編衣料品
46. 鹿児島	1	4	216	びろう葉加工	
合 計	130	28,593	367,148		

注 1. () は答申済みのもの。

2. (改) は改正されたもの及び改正するもの。

2. 業種、および内職依存度別事業所の構成

内職依存度 区分	計	10%未満		10～30%未満		30～50%未満		50～70%未満		70～90%未満		90%以上		不明
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	100.0	27.4	28.7	14.8	14.4	8.0	5.4	1.3						
民生用電気機械器具製造業	100.0	36.8	23.5	13.2	18.4	3.0	5.1	—						
有線通信機械器具製造業	100.0	45.6	31.8	13.6	4.5	—	4.5	—						
無線通信	100.0	24.0	44.0	20.0	8.0	—	4.0	—						
ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	100.0	21.3	26.2	14.3	4.8	31.0	—	2.4						
電気音響機械器具製造業	100.0	29.0	22.8	17.7	20.3	3.8	5.1	1.3						
交通信号保安装置	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—						
その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	100.0	50.0	25.0	25.0	—	—	—	—						
電子管製造業	100.0	26.6	40.0	20.0	6.7	6.7	—	—						
半導体素子製造業	100.0	13.3	40.0	13.3	13.4	6.7	13.3	—						
集積回路製造業	100.0	—	25.0	—	25.0	25.0	25.0	—						
その他の電子機器用および通信機器用部分品製造業	100.0	22.6	30.9	13.5	14.8	9.1	6.5	2.6						

3. 規模および内職提供の見通し別事業所の構成

規模別 提供見通し	計	4人以下	5～9人	10～ 29人	30～ 99人	100人 以上
計	100.0 % (100.0)	6.4 % (100.0)	10.0 % (100.0)	26.3 % (100.0)	33.6 % (100.0)	23.7 % (100.0)
今後とも提供する	100.0 (91.1)	6.8 (96.7)	10.8 (97.9)	26.7 (92.7)	33.0 (89.8)	22.7 (87.4)
機械化する	100.0 (2.4)	— (—)	— (—)	18.2 (1.6)	36.4 (2.5)	45.4 (4.5)
フルタイム労働者 にやらせる	100.0 (1.1)	— (—)	— (—)	— (—)	60.0 (1.9)	40.0 (1.8)
パートタイム労働 者にやらせる	100.0 (0.9)	— (—)	25.0 (2.1)	— (—)	50.0 (1.3)	25.0 (0.9)
そ の 他	100.0 (4.5)	4.8 (3.3)	— (—)	33.3 (5.7)	33.3 (4.5)	28.6 (5.4)

4. 事業所、内職者の意見・要望

(1) 事業所の意見・要望

意見・要望記入事業所数			28.7 %
意見 要望 の 内 容	内 職 者 に 対 す る も の	責任感がほしい。	21.8
		定着してほしい。	15.8
		一定量仕上げてほしい。	9.0
		規格通り仕上げてほしい。	9.0
		納期を守ってほしい。	6.0
		そ の 他	9.1
	そ の 他	親会社の生産調整等で内職者にコンスタントな供給が出来ない。工賃値上げは苦しい。	8.3
		仕事が少なく内職者に余り出せない。	5.3
		内職の出来る技術者がほしい。	3.0
		良くやってくれる人がほしい。	2.2
		工賃の全国的基準がほしい。	2.2
		そ の 他	8.3

(注) 意見要望の内容別割合は、記入事業所を100としたものである。

(2) 内職者の意見・要望

意見・要望記入内職者		29.0%
意見・要望の内容	工賃が安い(物価上昇によるものも含む)。	56.3
	仕事がとぎれる(1時期しかない)。	21.9
	現在の内職に満足している。	6.7
	最近特に仕事量が減った。	3.1
	仕事を急がされる。	1.8
	割増金がほしい。	1.8
	工賃支払いがおくれる。	1.5
	その他	6.9

(注) 意見・要望の内容別割合は、記入内職者を100としたものである。

5 妻の内職収入にかかる税金(昭和50年度)

妻が内職による収入を得ている場合の課税については、夫や子供を扶養していないので、独身者として扱われます。つまり内職以外に収入がなければ総内職収入からまず必要経費をさしひき、その後に基礎控除をさしひいて「課税所得」が決まります。

税金のかからない限度額は、所得税については26万円以下(必要経費を3割とみこむと37万1千円以下)、地方税については19万円以下(同様に27万1千円以下)です。これ以上の収入があると税金がかかることになり、これ以下だと税金がかかりません。

次に、内職をしている妻自身に税金がかからなくても、その内職収入が所得税、地方税とも20万円(必要経費を3割と見込むと28万6千円)をこえると控除対象配偶者にならないので、夫は配偶者控除をうけられなくなります。

以上をまとめると、所得税については妻の内職収入が20万円以下（必要経費を3割と見込むと28万6千円以下）、地方税については19万円以下（必要経費を3割と見込むと27万1千円以下）であれば、妻自身にも税金がかからず、夫の「所得金額」について配偶者控除をうけられることになります。

所得税法の課税最低限

区 分	独身者 妻の内職収入も独身の場合として扱われる。	夫婦者	夫婦 子1人	夫婦 子2人	夫婦 子3人
課税最低限	26万円	52万円	78万円	104万円	130万円
同平均月額	21,700円	43,300円	65,000円	86,700円	108,300円

（注）課税最低限度額とは、補助材料費等の必要経費を控除したあとの額のことである。

地方税法の課税最低限

区 分	独身者 妻の内職収入も独身の場合として扱われる。	夫婦者	夫婦 子1人	夫婦 子2人	夫婦 子3人
課税最低限	19万円	38万円	55万円	72万円	89万円
同平均月額	15,800円	31,700円	45,800円	60,000円	74,200円

（注）上記の（注）に同じ。

6 内職関係情報から

1. 第11回内職大会、労働大臣あて要請書を提出

2月17・18日に開催された第11回内職大会から、労働大臣あてに、内職等に関する要請書が提出されました。参考までに、その旨を掲載いたします。

㊦

要 請 書

私たち総評主婦の会は、2月17日～18日の2日間、全通会館において、全国から250名の代表が集り、内職、パートの問題について、しんげんに話し合いました。

現在の家内労働問題について参加者全員の一致した意見をまとめ、次の事項を善処されるよう要請いたします。

記

1. 時間短縮、週休2日制、全国一律最賃制(月7万円)の確立を要求します。
1. 内職、パートの賃金を時給350円に引き上げるよう要求します。
1. 委託者は、家内労働者に必ず家内労働手帳を交付し、家内労働法を完全に遵守させるよう、行政指導の強化を要求します。
1. 家内労働者の安全衛生と、無料健康診断を年2回委託者と企業負担で実施するよう要求します。
1. 委託者と企業の全額負担で、労災法適用を全産業に義務づけ、監督官の増員を要求します。
1. 内職工賃に税金をかけるな——課税最低限の引き上げを要求します。
1. 各県とも地方家内労働審議会に昇格させ、委員に主婦の代表を必ず入れるよう要求します。

1. 内職、パートの雇用安定と、家内労働法の強化改正を要求します。

1975年2月18日

反インフレ、生活向上、働く権利をまもる

第11回内職大会

労働大臣 長谷川 峻殿

2. 不良内職の事例

不良内職による被害の未然防止のための参考として、いかがわしい内職として当課によせられた情報から、そのいくつかをお知らせします。

- (1) 宛名書き内職

- イ. 会社名及び住所

商品開発協会 新宿区新宿4-3-12
TEL (03-354-2635)

商品開発協会 渋谷区恵比寿南2-1-4
PS Heights 302号

新製品普及センター 港区赤坂9-6-39
第7高橋ビル605号
TEL (03-401-6210)

東京新製品センター 新宿区新宿4-39-3
パンフィック和広ビル601号
TEL (03-950-5087)

生活情報センター 中野区中野郵便局私書箱65号

日本ダイレクトサービス 新宿区新宿4-3-12
和広ビル404号

新製品普及センター 新宿区牛込郵便局私書箱86号

宛名書宣伝通販社

京都市下京区東洞院通り

(7条上ル^山田ビル2F
横浜、神戸、岡山、広島等に営
業所等あり)

ロ 内 容

- (イ) ダイレクトメールはがきで宛名書き内職を勧誘する。

はがきの文面は、「宛名書の収入は1枚5円くらい。毎日2～3時間の余暇利用で月2～3万円程度の副収入が得られます。」などとなっている。

- (ロ) 300円の切手同封のうえ、内職を申込むと、案内書が送られてくる。その内容は、

- 「○ 会費3,500～5,000円(年会費、指導料、通信費等として)を現金書留で送ること。
- 会社は直ちに教材と必要書類を送る。
- 指導書に従って見本の仕事を始めること。見本の仕事が終わったら、一回目の仕事を申込むこと。
- 不真面目な方の申込みは断る。脱会及び中止の場合でも会費は返還しない。」などとなっている。

- (ハ) 宛名書のはがきは、内職者募集のはがきあるいは商品広告のはがきである。

内職者は、これらのはがきに宛名書をして、会社に返送するか、あるいは内職者が切手を購入して直接発送する。

この場合、出したはがきの相手方が会社に内職申込むか又ははがきの広告商品を購入した場合に限り、内職者に代金が、現金書留などで送られる。

ハ. 問題点

内職者は、宛名書をして、そのはがきに対する内職応募者や商品

購入者が出なければ、収入が得られない。また、内職者は、自分の書いたはがきに何名の応募者等があったか知ることが出来ない。

さらに、会社の大部分は、ビルの一室の貸札で、電話連絡がほとんどとれず、文書で連絡しても回答がない場合が多い。たとえ連絡がとれても、「調べて回答する」とか「すぐ返金する」とか言って一向に返金せず、行方不明になったものもある。

(2) 箔飾画加工内職

イ. 会社名及び住所

新日本企画 名古屋市千種区仲田本通 2-30
TEL (052-732-5257・5258)
(福岡等に支社あり)

ニュー日本企画 名古屋市千種区仲田本通 2-30
TEL (052-732-5257・5258)
(長野、神戸、大分、長崎等に支社あり)

ふじ企画 神戸市生田区古湊町 1-16

ハ. 内 容

- 新聞の折り込みチラシで内職者を募集する。

その内容は、「3～4時間で日収2,000～3,000円。ぬり絵、うつし絵などの仕事で、だれにでもできます。詳しくは説明会へどうぞ。」などとなっている。

- 説明会では、「仕事を始める前に、講習会で技術をマスターする必要がある。希望者は、技術指導料、材料費等として14,000～30,800円準備して講習会へ参加すること。」と勧誘する。
- 講習会では、ガラスに、金箔、銀箔、絵の具等で家紋や浮世絵を描く練習が行われる。

ハ、問題点

講習会における技術習得に相当の日時を要し、又、材料費等として、上記以外に相当の費用を要する。そのため途中でやめていく人が多いが、納入金は返還されない。

GAa1/1

8-6-94-7



女性と仕事の未来館



00962808